

富士見町立学校・保育園あり方検討審議会設置条例

(設置)

第1条 富士見町立学校及び保育園(以下「学校等」という。)を取り巻く環境の変化等を踏まえ、富士見町の地域性及び特性に則した学校等の施設のあり方について調査審議するため、富士見町立学校・保育園あり方検討審議会(以下「検討審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討審議会は、総合教育会議の協議を基に富士見町長(以下「町長」という。)の諮問に応じ、次に掲げる事項を協議し、答申するものとする。

- (1) 学校等の施設の規模及び配置計画の方針に関する事項
- (2) 学校等施設の整備に関する事項
- (3) その他町長が必要と認める事項

(組織)

第3条 検討審議会は、次に掲げる者のうちから町が委嘱する委員25人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 学校・子育て支援等関係者
- (3) 保護者
- (4) 地域住民
- (5) 公募により選出された住民
- (6) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、前条の規定により委嘱された日から第2条の規定による答申が終了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討審議会に、委員長及び副委員長を各1人置く。

2 委員長は、委員の互選によりこれを定め、副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

- 3 委員長は、検討審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討審議会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 会議は、原則公開とする。ただし、委員長が必要と認めるときは、委員の過半数の同意により、会議を非公開とすることができる。

(関係者の出席等)

第7条 検討審議会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議への出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 検討審議会の庶務は、総務課において処理し、子ども課がこれを補佐する。

(その他)

第9条 この条例に定めるもののほか、検討審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(富士見町立学校整備促進審議会条例の廃止)
- 2 富士見町立学校整備促進審議会条例(昭和46年富士見町条例第20号)は、廃止する。
(会議の招集に係る特例)
- 3 この条例の施行後最初に行われる会議の招集は、第6条第1項の規定にかかわらず、総務課が行う。
(この条例の失効)
- 4 この条例は、第2条の規定による答申が終了する日に、その効力を失う。